



リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権の開示対象債権は、「貸出金」となっています。

(単位：百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成20年度	1,065	115	950	100.00
	平成21年度	1,162	184	978	100.00
延滞債権	平成20年度	3,315	1,823	986	84.73
	平成21年度	2,772	1,325	1,130	88.58
3ヶ月以上延滞債権	平成20年度	0	0	0	100.00
	平成21年度	143	140	5	101.81
貸出条件緩和債権	平成20年度	614	48	47	15.71
	平成21年度	606	0	23	3.89
合計	平成20年度	4,996	1,988	1,984	79.50
	平成21年度	4,685	1,650	2,138	80.86

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てる金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。



□本店駐車場ATMブース





金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

金融再生法開示債権は、「貸出金」に加え、「債務保証見返」、「未取利息」、「仮払金」を対象としています。

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a - c)
金融再生法上の不良債権	平成20年度	4,998	3,973	1,989	1,984	79.50	65.95
	平成21年度	4,700	3,804	1,665	2,138	80.93	70.46
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成20年度	1,779	1,779	651	1,127	100.00	100.00
	平成21年度	2,901	2,901	1,032	1,868	100.00	100.00
危険債権	平成20年度	2,603	2,097	1,289	808	80.56	61.50
	平成21年度	1,049	732	492	240	69.84	43.17
要管理債権	平成20年度	614	96	48	47	15.70	8.42
	平成21年度	749	169	140	29	22.64	4.79
正常債権	平成20年度	42,264					
	平成21年度	41,801					
合計	平成20年度	47,263					
	平成21年度	46,502					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」(以下「破産更生債権等」といいます。)とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

当金庫の金融再生法開示による不良債権は、前期末比297百万円減少し、不良債権比率も0.47ポイント低下して10.10%となりました。

また、これらの不良債権は、担保・保証や貸倒引当金により80.93%保全されているほか、内部留保を加えた経営体力8,988百万円によりカバーされております。

破産更生債権等、危険債権については引き続き回収を図るよう取り組んでいるほか、お取引先の実態把握に努め、お取引先の経営改善に相協力して全力を上げて取り組むことにより、資産の健全性向上に努めております。



■金融再生法ベースの債務者区分による開示

